農地法第4条に係る許可申請について

1. 農地法第4条許可申請書

農地を農地以外の目的に転用する場合に必要です。自己所有農地を転用する場合が該当します。

2. 農地転用許可基準

当該農地が優良農地か否かを判断する「立地基準」又は確実に転用事業が実行されるか、周辺農地に悪影響を与えないか等を判断する「一般基準」からなります。

(1) 立地基準

【農地の区分】

- 第1種農地・・・良好な営農条件を備えている農地
 - ・おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地
 - ・特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地
 - ⇒ 原則として不許可
- 第2種農地・・・市街地に近接する区域、市街地化が見込まれる区域内にある農地 ⇒ 場合により許可
- 第3種農地・・・市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地
 - ・水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域で500m 以内に2か所以上の教育、医療施設又は公共施設が存在する農地
 - ・都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある 農地
 - ⇒ 原則として許可

(2) 一般基準

以下に該当する場合は、許可できません。

- ア. 農地を転用し、申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 イ. 周辺農地に係る営農条件に、支障をきたすおそれがあると認められる場合
- 3. 注意事項

市への提出期限は、毎月20日です。(休日の場合は、翌開庁日です。)

【お問合せ先】

御前崎市農業委員会事務局

電話:0537-85-1125

【農地法第4条提出書類一覧】

・提出部数:申請書 市…1部+申請者数(同一世帯は1部に省略可) 添付書類 各1部ずつ

必要書類	内容
許可申請書	市…1部 申請者…申請人の数分(同一世帯は1部に省略可)
↓↓↓下記書類は添付書類↓↓↓	
位置図(1/10000 程度)	申請地が案内できるもの(住宅地図等)
<u>及び</u> 案内図(1/2000 程度)	申請地を赤枠で囲むなどわかりやすく表記
公図	申請地及び隣接地の地番・地目・面積・所有者を記載し、道水路
	を色塗りしたもの (公図を法務局又は市役所維持管理課に請求)
	申請地を赤枠で囲むなどわかりやすく表記
計画平面図・立面図 配置図	建築物の平面図・立面図 (建築確認を受ける図面と同一のもの)
	事業目的の利用計画図
	道水路・排水路系統図を色塗りしたもの
土地登記簿謄本	全部事項証明(3か月以内のもの)
	※ 仮登記、抵当権等が設定されている場合は、同意書等を添付
	※ 原本添付(コピー不可)
住 民 票	譲受人の住所が市外にある場合
(右記に該当する場合)	登記簿に記載されている所有者住所が現在と違う場合
資金証明書	・預貯金の残高証明(金融機関に請求)
	・住宅金融公庫の申請書の写し等
↓↓↓↑下記書類は該当する場合のみ提出↓↓↓	
法人の場合	「定款の写し」「寄附行為の写し」「登記事項証明書」のどれか一
	つを添付 ※R4.3.31 付農村振興局長通知により簡素化
	(必要に応じて議事録又は印鑑証明書)
	事業計画概要書
1,000 ㎡を超える場合	土地利用対策委員会の承認が必要(市役所都市整備課)
<u>土地改良区受益地の</u> 場合	土地改良区から交付される「意見書」を添付(牧之原畑地総合整
	備土地改良区、大井川右岸土地改良区等)
	※転用決済金が発生する場合があります。
砂利採取の場合	添付書類については、農林水産課へ確認してください。
その他参考書類	他法令の許認可の写し等、必要に応じて添付
	(貸借対照表、収支予算書、他法令の許認可の写し等)